

令和6年2月14日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官  
近畿地方整備局  
奈良国道事務所長 伊藤 努

## 見積依頼書

下記事項について、見積書を提出願います。

### 記

- |                |   |
|----------------|---|
| 1 件名           | 奈良国道計画課他技術資料データ入力業務   |
| 1 履行又は納入期限     | 契約締結の翌日 から令和6年3月29日まで   |
| 1 履行又は納入場所     | 奈良市大宮町3-5-1 奈良国道事務所   |
| 1 見積書提出場所      | 奈良市大宮町3-5-1 奈良国道事務所 経理課   |
| 1 見積書提出期限      | 令和6年2月22日 12時00分まで  |
| 1 見積合わせ日時      | 令和6年2月22日 13時00分  |
| 1 見積方法         | 消費税及び地方消費税に係る課税事業者は、消費税及び地方消費税を含めた金額を見積書に記載すること。<br>また、仕様書記載の予定数量に係る総額について入札に付する。                     |
| 1 契約保証金        | 免除  |
| 1 函面（内訳書）及び仕様書 | 電子メールにより交付するので、仕様書等交付申請書を以下：メールアドレスに提出すること。<br>上記の方法によりがたい場合は、奈良国道事務所 経理課（TEL：0742-33-1392）に問い合わせること。 |

E-mail: [kkp-buppin-61@gxb.mlit.go.jp](mailto:kkp-buppin-61@gxb.mlit.go.jp)

- |            |   |
|------------|---|
| 1 契約書作成の要否 | 要   |
| 1 見積心得     | <a href="https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/index.html">https://www.kkr.mlit.go.jp/n_info/sankasya/contract_etc/index.html</a>   |
| 1 競争参加条件   | 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有するものであること。<br>平成26年度以降において、（近畿地方整備局発注の）データ入力作業の元請けとしての履行実績があり、実績が確認出来る資料を提出したものであること。（様式：別紙-1）<br>配置予定業務管理責任者は平成26年度以降において、（近畿地方整備局発注の）データ入力作業の業務管理責任者としての従事実績を有するものであること。（様式：別紙-2）<br>中立公平性に関する要件<br>本業務の履行期間中に工期がある近畿地方整備局の発注する土木関係建設コンサルタント業務、測量、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務（以下 |

「建設コンサルタント等業務」という。)に関する業務(以下「発注業務」という。)に参加している者及びその発注業務に参加している者と資本面・人事面で関係がある者は、本業務の入札に参加できない。「発注業務に参加」とは、当該業務を受注していること、当該業務の下請けをしていることをいう。ただし、本業務の契約日までに下請け契約が終了している場合は、本業務の入札に参加できるものとする。「資本面・人事面で関係がある」とは、次の1)又は2)に該当するものをいう。

1) 一方の会社が他方の会社の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

2) 一方の会社の代表権を有する役員が他方の会社の代表権を有する役員を兼ねている場合。

その他は近畿地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領第3条(参加資格)のとおり。

1 支 払 条 件

発注者が適法な請求書を受領した日から30日以内。

1 そ の 他

(1) 見積書及び別紙-1、別紙-2について見積提出期限である令和6年2月22日12時00分までに、奈良国道事務所 経理課まで、上記メールアドレスに提出すること。

(2) 見積書及び別紙-1、別紙-2を郵便(書留郵便に限る)若しくは信書便(見積書の提出期限までに到達するものに限る。)により提出する場合は、二重封筒とし表封筒に見積書在中の旨を朱書し、中封筒には見積者の商号又は名称、見積件名及び見積日時を記載して分任支出負担行為担当官宛ての親展で提出しなければならない。(令和6年2月22日12時必着)

(3) 見積心得及び近畿地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領を熟読のこと。

(4) 仕様書等に質問がある場合は、令和6年2月19日12時00分までに、奈良国道事務所 経理課まで、上記メールアドレスに提出すること。

上記の方法によりがたい場合は、奈良国道事務所 経理課(TEL: 0742-33-1392)に問い合わせること。

# 仕様書等交付申請書（兼：受領書）

分任支出負担行為担当官

近畿地方整備局 奈良国道事務所長 伊藤 努 宛

下記件名の仕様書等を交付願います。

※資料の交付を申請する場合は、本紙を [kkp-buppin-61@gxb.mlit.go.jp](mailto:kkp-buppin-61@gxb.mlit.go.jp) までメールで  
送付してください。

件 名 : 奈良国道計画課他技術資料データ入力業務

---

会 社 名 :

---

担 当 者 氏 名 :

---

電 話 番 号 :

---

メールアドレス :

---

※メールにて交付資料を受領されましたら、  
「その旨メールをご返信いただくか」または  
「本紙に受領年月日を記入のうえメールでご返信ください」

受 領 年 月 日 : 令和 年 月 日

---

## ・ 履行実績

受注形態	元請
契約の名称	
契約金額	
履行場所	
履行期間	
発注者名	
住所	
TEL	
履行内容（履行数量）	

- 注) ① 履行実績を確認できる書面の写しを添付すること。添付する履行実績を確認できる書面の写しは、契約の名称、契約金額、履行場所、履行期間、発注者、受注者及び履行内容（履行数量）が確認できる契約書、仕様書（数量総括表、又は、図面がある場合は、それらを含む。）とする。
- ② 履行実績を確認できる書面として契約書の写しの提出が契約相手先の上承を得られず添付できない場合は、契約相手方が署名・捺印して発行した証明書でも可とする。なお、証明書に記載する項目は、「契約の名称」、「契約金額」、「履行場所」、「履行期間」、「発注者」、「受注者」及び「履行内容（履行数量）」は必ず記載されていること。
- ③ 提出した履行実績及び履行実績を確認できる書面の写しの内容に関して分任支出負担行為担当官から照会があった場合は、説明しなければならない。

## ・ 業務管理責任者の従事実績

業務管理責任者氏名	
生年月日	(満 歳)
契約の名称	
契約金額	
履行場所	
履行期間	
従事期間	
従事役職	
発注者名	
住所	
T E L	
履行内容 (履行数量)	

- 注) ① 従事実績を確認できる書面の写しを添付すること。添付する従事実績を確認できる書面の写しは、契約の名称、契約金額、履行場所、履行期間、従事期間、従事役職、発注者、受注者及び履行内容（履行数量）が確認できる契約書、仕様書（数量総括表、又は、図面がある場合は、それらを含む。）及び発注者へ提出した業務管理者通知書、又は毎月の履行報告（業務管理責任者が明記されているものに限る）とする。
- ② 従事実績を確認できる書面として契約書の写しの提出が契約相手先の了承を得られず添付できない場合は、契約相手方が署名・捺印して発行した証明書でも可とする。なお、証明書に記載する項目は契約の名称、契約金額、履行場所、履行期間、従事期間、従事役職、発注者、受注者及び履行内容（履行数量）は必ず記載されていること。
- ③ 提出した従事実績及び従事履行実績を確認できる書面の写しの内容に関して分任支出負担行為担当官から照会があった場合は、説明しなければならない。

# 奈良国道計画課他技術資料データ入力業務 見積参考資料

## ○ 直接業務費

種別／細別（／規格）	単価（円／日）	歩掛かり（人工数「人」を計上）				
		主任技師	技師（A）	技師（B）	技師（C）	技術員
		55,300	55,200	45,300	35,600	31,600
	単位	人・日	人・日	人・日	人・日	人・日
計画準備／計画準備	1式当たり		0.3	0.3		0.3
業務発注資料（公示・公告文・入札説明書）作成／業務発注資料作成／分冊のもの	10件当たり		3.0	2.0	4.0	7.0
打合せ／打合せ／業務着手時	1回当たり		0.5			

## ○ 直接経費 — 旅費交通費

地下鉄淀屋橋（大阪市役所）～近鉄新大宮（奈良国道事務所）までの公共交通機関（消費税を含まない最安金額、最後に消費税を積算）を想定しています。

往復／回を計上して下さい。

## ○ 間接業務費 — 諸経費

- ・ 間接業務費の諸経費につきましては、近畿地方整備局 発注者支援業務等の共通仕様書及び積算基準（令和5年11月30日現在）に掲載の、各積算基準における3（2）各構成費目の算定に記載の「その他原価」「一般管理費等」を参照して下さい。 ※1
- ・ なお、「その他原価」及び「一般管理費」を各々算定する場合、少数第4位止めとして下さい。（小数第5位を四捨五入して算定して下さい。）

※1 詳細について、

「発注者支援業務等の説明会資料及び積算基準等について（令和5年11月）」を参考のこと。 ホームページURL  
[https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical\\_information/consultant/support/index.html](https://www.kkr.mlit.go.jp/plan/jigyousya/technical_information/consultant/support/index.html)